

平成29年度
包括外部監査結果報告書

監査テーマ

大津市一般会計及び特別会計の委託料（指定管理業者が実施する業務を含む。）に関する財務事務の執行について

平成30年3月

大津市包括外部監査人

公認会計士 松尾宏文



包括外部監査結果報告書 目次

「大津市一般会計及び特別会計の委託料（指定管理業者が実施する業務を含む。）に関する財務事務の執行について」

第1. 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
(1) 包括外部監査対象	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の実施期間	2
5. 監査の要点	2
6. 主な監査手続	3
7. 包括外部監査人を補助した者	3
8. 利害関係	3
第2. 監査対象の概要	4
1. 委託の概要	4
(1) 市の民間委託への取組	4
(2) 民間委託推進の目的	5
2. 指定管理業務の概要	6
(1) 指定管理者制度とは	6
(2) 指定管理者制度の特色	8
(3) 市における指定管理者制度の導入・運用手続	8
(4) 市におけるモニタリングの概要及び運用	9
3. 委託業務の概要	11
(1) 委託契約の定義	11
(2) 委託契約の種類	11
(3) 大津市における契約形態	14
(4) 契約形態別の長所と短所	14
(5) 入札契約事務の概要	15

第3. 監査の結果及び意見（総括）	16
1. 指定管理業務	16
(1) 市民部	16
(2) 福祉子ども部	20
(3) 健康保険部保健所	23
(4) 産業観光部	24
(5) 未来まちづくり部	29
(6) 教育委員会	35
2. 委託業務	36
(1) 政策調整部	36
(2) 総務部	38
(3) 市民部	40
(4) 福祉子ども部	41
(5) 健康保険部	42
(6) 産業観光部	43
(7) 環境部	43
(8) 未来まちづくり部	44
(9) 議会局	45
(10) 消防局	45
(11) 教育委員会	46
第4. 監査の結果及び意見	47
1. 指定管理業務に対する監査の概要	47
(1) 監査の視点	47
(2) 監査対象の抽出方法	47
(3) 実施した監査手続	49
2. 委託業務に対する監査の概要	49
(1) 監査の視点	49
(2) 監査対象の抽出方法	50
(3) 実施した監査手続	52
3. 指定管理業務に対する監査の結果及び意見	53

(1) 市民部.....	53
(2) 福祉子ども部.....	77
(3) 健康保険部保健所.....	88
(4) 産業観光部.....	93
(5) 未来まちづくり部.....	119
(6) 教育委員会.....	145
4. 委託業務に対する監査の結果及び意見.....	148
(1) 政策調整部.....	148
(2) 総務部.....	157
(3) 市民部.....	165
(4) 福祉子ども部.....	171
(5) 健康保険部.....	179
(6) 産業観光部.....	181
(7) 環境部.....	184
(8) 未来まちづくり部.....	189
(9) 議会局.....	196
(10) 消防局.....	197
(11) 教育委員会.....	198
第5. 総括意見.....	203

(注1:本報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示している。そのため、文中や表中における内訳金額を加減した場合、合計金額と一致しない場合がある。また、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。)

(注2:文中や表中に「市」と記載している箇所については「大津市」を表している。)

(注3:「監査の結果及び意見」において、監査上の問題点等の指摘事項について、「結果」と「意見」とに区分して述べている。「結果」は、一連の事務手続の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、あるいは違反ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該

当する事項を記載している。「意見」は、一連の事務手続の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項、あるいは法令等違反ではないが改善が望まれる事項を記載している。)

第1. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の27第2項及び大津市外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成20年条例第44号)第2条に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件(テーマ)

(1) 包括外部監査対象

大津市一般会計及び特別会計の委託料(指定管理業者が管理運営する業務を含む。)に関する財務事務の執行について

(2) 包括外部監査対象期間

平成28年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

ただし、必要に応じて過年度及び平成29年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

平成15年9月の地方自治法の改正により「指定管理者制度」が創設され、従来公共団体と公共的団体に限られていた管理委託の対象が、広く民間企業や各種法人にも認められることになった。

大津市では、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を目的として、平成17年11月に公人屋敷で初めて指定管理者制度を導入して以来、これまで積極的に導入を図っている。

平成29年4月1日現在、36種類、289施設において、指定管理者制度が導入されている。

また、平成28年度末で取組期間が終了した(新)大津市行政改革プラン(新たに平成29年度を始期とする「大津市行政改革プラン2017」を策定)における「サービス向上の視点」の取組項目の一つとして「定型的・専門的業務の民間委託の推進」を位置づけ、民間にできることは民間に委ねることにより、市が

重点的に取り組むべき事業への職員配置や財源確保を進め、市の財源の最適化と経費削減を図ること等を目的として、民間委託の導入を推進している。

更にこの取組をより一層推進していくため、平成27年5月には「大津市民間提案型アウトソーシング事業」を創設し、同年7月には「大津市民間委託推進ガイドライン」を策定している。

住民ニーズの多様化と財源不足が予想される大津市の財政状況下において、積極的に民間の創意工夫を促し、同時に経費の削減を図ろうとする大津市の取組を評価し、具体的に個々の指定管理業務及び委託業務の実施内容を検証することは、大津市の現在、及び将来施策とも整合し、住民にとっても意義のあるものであると考えた。

以上を踏まえ、「大津市一般会計及び特別会計の委託料（指定管理業者が管理運営する業務を含む。）に関する財務事務の執行について」を、平成29年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 包括外部監査の実施期間

自 平成29年8月7日 至 平成30年3月15日

5. 監査の要点

- ・ 委託業者及び指定管理者の選定手続が法令等に準拠し、適正・公正に行われているか。競争性が確保されているか。
- ・ 委託契約書及び協定書の締結は適正に行われ、必要事項が漏れなく記載されているか。
- ・ 業務（事業）計画書及び業務（事業）報告書は適正に作成されているか、担当課は適時かつ適切に報告を求め、必要な指示・指導・監督を行っているか。
- ・ 施設は法令等の定めるところにより適切に管理されているか、契約・協定内容に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 指定管理者が利用料金を定める場合、その設定等は条例・規則に従い、適正に行われているか。
- ・ 市からの貸与備品、現金その他の有価物の保管・管理は適切に行われているか。

6. 主な監査手続

- ・ 関係法令、条例、規則等の根拠規定の確認
- ・ 契約書、協定書等の契約文書の確認
- ・ 関連資料の閲覧
- ・ 担当者への状況聴取
- ・ 質問書の回答入手及び内容分析
- ・ 管理台帳の閲覧、必要に応じて関連資料と照合
- ・ 必要に応じて、現地視察

7. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士	堀 重樹	公認会計士	菊池健太郎
公認会計士	吉持 豪人	公認会計士	森谷 祥
公認会計士	亀田 真之	公認会計士	皿池 力
税 理 士	今井 正人	そ の 他	鬼塚 涉

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 監査対象の概要

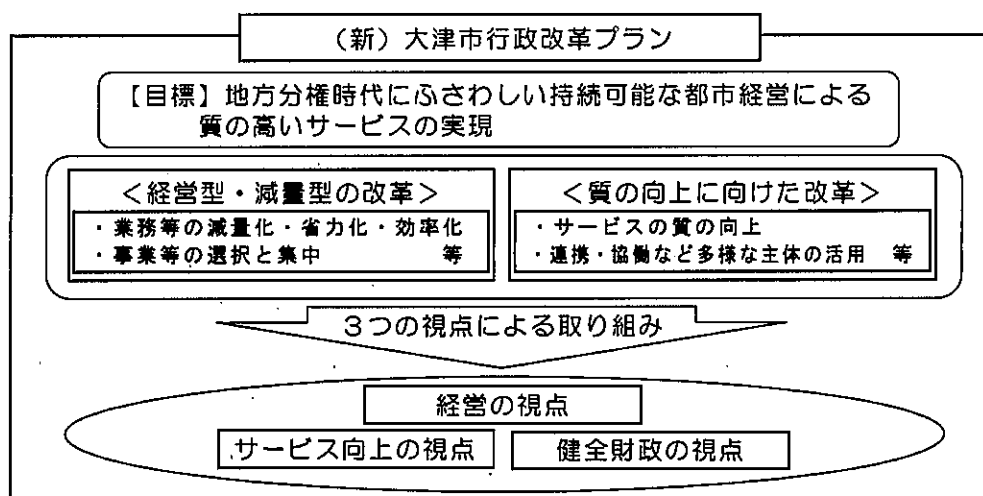
1. 委託の概要

(1) 市の民間委託への取組

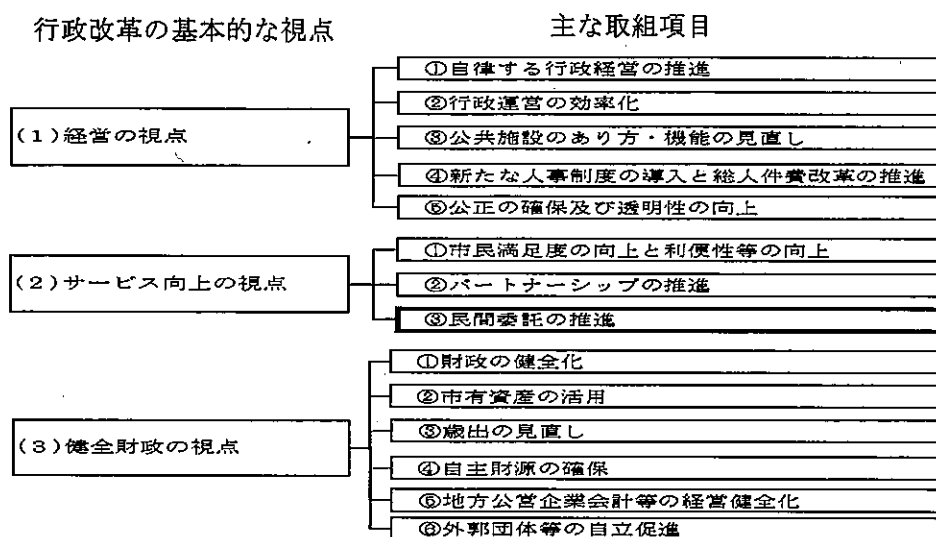
多くの自治体では、厳しい財政状況の中、効率的・効果的な事務の執行と市民サービスの向上を目指し、民間にできることは民間に任せていくという方針の下、様々な業務について民間委託を推進している。

市においても、平成20年に「外部委託推進に関する指針」を策定し、これまでに単純で定型的な業務を中心に、多くの事務や事業の委託等を推進してきた。

また、平成22年度から平成28年度を取組期間とした「(新)大津市行政改革プラン」では、「経営」「サービス向上」「健全財政」の3つの視点から「経営型・減量型の改革」と「質の向上に向けた改革」を実行し、「地方分権時代にふさわしい持続可能な都市経営による質の高いサービスの実現」を図ることとしており、「民間委託の推進」は、「サービス向上の視点」の主な取組項目の一つとして位置づけられている。



出典：大津市民間委託推進ガイドライン



出典：大津市民間委託推進ガイドライン

このように市は、民間にできることは民間に委ねることにより、市が重点的に取り組むべき事業への職員配置や財源確保を進め、市の資源の最適化と経費削減を図ること等を目的として、民間委託の導入を推進している。

その取組をより一層推進するため、市は、提供する公共サービスにおいて民間委託を導入する場合の基本的な考え方や標準的な手順を示した「大津市民間委託推進ガイドライン」を平成27年7月に策定した。

(2) 民間委託推進の目的

市が、民間委託を推進する目的は、大きく以下の6つである。

① 職員の適正配置

市の職員は、市民から高い期待とともに、常に厳しい視線が注がれていることを意識しなければならず、民間委託を契機に、市が引き続き直接行うべき業務領域は何かを精査し、市が重点的に取り組むべき、戦略的かつやりがいのある事業に職員を集中させる等により、職員の適正配置を推進する。

② サービス向上

民間事業者が保有する高度な接遇水準、技術力やネットワーク、蓄積されたノウハウを取り入れることで、多様化・高度化する市民ニーズに迅速かつ効果的に対応し、市民サービスの向上を進めていく。

③専門知識の活用

民間事業者が高度なノウハウを保有する分野については、その効果を最大限に引き出さなければならない。一方、職員は、必要な環境整備を図るとともに、民間事業者との連携推進や適切な管理監督を実施する能力を蓄積することが求められる。

④コスト縮減

競争原理や民間事業者の柔軟な発想と資源（ノウハウ、人材、資金等）を活用することで、職員定数や業務運営コストの縮減を推進する。

⑤業務改善・業務改革の推進

職員のみによる業務運営では、判断基準がベテラン職員の経験と知識に依存するケースが多く、マニュアルや業務手順書がほとんど整備されていないのが現状である。民間委託の検討を契機に、マニュアルの整備や業務手順の見直しを進めることにより、公共サービスのレベルの均質化を図るとともに、業務運営の効率化や透明性を向上させる等、業務改善・業務改革を推進する。

⑥地域経済の活性化

民間委託に伴う公共サービスの民間開放を通じて、民間事業者の業務領域の拡張や地域雇用の拡大が期待される。さらに、市内に業務拠点がある民間事業者や、地元雇用に積極的な民間事業者を優先的に採用できる仕組みについて検討し、地域経済の活性化や雇用の創出を推進する。

2. 指定管理業務の概要

(1) 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効率的、効果的に対応するため、公の施設（※1）の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的とするもので、平成15年9月の地方自治法改正により創設された。

制度導入に伴い、これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることができるようになった。

市においても、民間事業者、NPO、地域の団体等のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と施設の経費の縮減を図ることを目的に、平成17年11月に公人屋敷に指定管理者制度を導入して以降、順次、制度を導入し、平成29年4月1日現在で36種類289施設（※2）を導入している。

（※1）公の施設とは

地方自治法において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、自治体が住民のためにさまざまなサービスを提供する施設をいう。

（※2）導入施設数

導入年度	導入施設数		備考
平成17年度	1種類	1施設	公人屋敷
平成18年度	23種類	73施設	一斉導入
平成19年度	25種類	75施設	新規：スカイプラザ、伝統芸能会館
平成20年度	29種類	79施設	新規：大津市民会館、大津公民館、まちなか交流館、比良げんき村
平成21年度	30種類	84施設	新規：舟だまり4施設、木戸老人福祉センター
平成22年度	33種類	87施設	新規：勤労福祉センター、旧大津公会堂、（2月～）おごと温泉観光公園
平成23年度	33種類	87施設	新規：母と子の家しらゆり ※榛原の里譲渡
平成24年度	36種類	92施設	新規：斎場（大津聖苑・志賀聖苑）、つどいの広場（木戸・東部）、明日都トレーニングルーム
平成25年度	36種類	92施設	—
平成26年度	36種類	289施設	都市公園196公園、小野駅前自転車駐車場
平成27年度	37種類	290施設	新規：道の駅「妹子の郷」（H27.8月オープン）
平成28年度	36種類	289施設	※浜大津保育園⇒公私連携保育法人による民営化

(2) 指定管理者制度の特色

指定管理者制度と従来の管理委託者制度との相違点は以下のとおりである。

項目	管理委託者制度	指定管理者制度
管理運営主体 (管理運営を委ねる相手方)	・市の出資法人等に限定	・法人、その他の団体(民間事業者、NPOなども可) ※個人は原則不可
選定手続	・地方自治法に定める手続による	・公募(原則)を行い、議会の議決を経て指定
管理の基準、業務の範囲	・委託契約に基づき管理の事務又は業務を執行	・条例、指定管理者との協定に基づき、施設の管理に関する権限を委任 ・市は管理権限の行使を行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要な指示等を行う
管理を行わせる期間	・年度更新	・市では原則5年(新規導入施設は3年)
事業報告	・年度終了時に事業完了届を提出	・年度ごとに事業報告書を提出

(3) 市における指定管理者制度の導入・運用手続

指定管理者制度に関して、市では「指定管理者制度導入に係る事務処理要領」を作成し、指定管理者制度に係る事務処理等について、その手続や基準をまとめている。基本的な指定管理者制度の導入・更新スケジュールは以下のとおりである。

なお、導入開始後のモニタリングのスケジュールは「(4) ③モニタリングの方法・実施時期」に記載している。

実施時期	実施項目
【導入前年度】	
12月(導入前々年度)～4月	施設ごとの基本方針の決定
2月(導入前々年度)～6月	仕様書の検討・確定
3月(導入前々年度)～6月	改正条例の検討・提案
4月～6月	募集要項の検討・決定
5月～6月	選定委員会設置の検討・任命
7月～8月	公募の実施
9月～10月	候補者の選定
10月～11月	基本協定の締結

実施時期	実施項目
12月	指定議案の提案、債務負担行為の設定
2月	事業計画書の受理
3月	単年度協定の締結
【導入年度以降】	
4月～翌年6月	モニタリング・評価の実施
年度末	次年度事業計画書の受理、単年度協定の締結

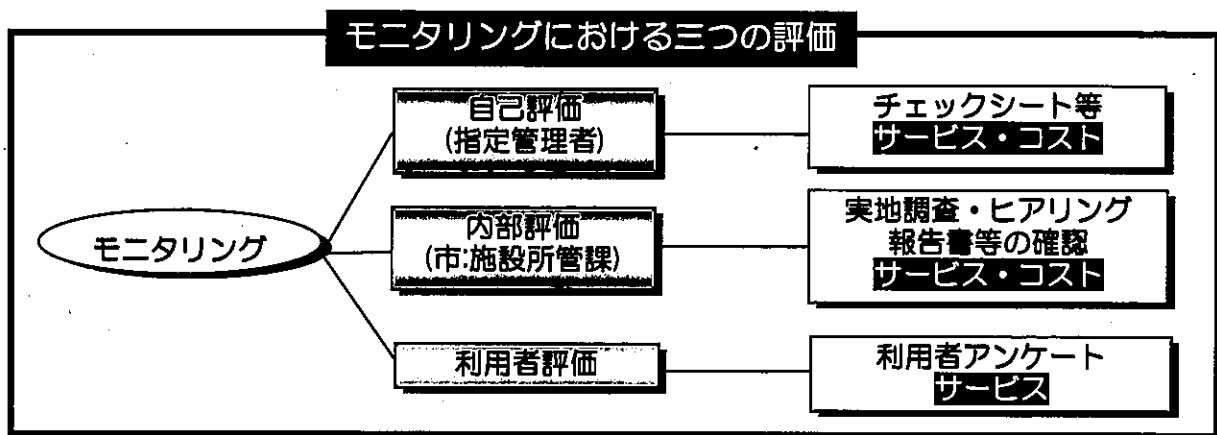
(4) 市におけるモニタリングの概要及び運用

市は、指定管理者制度導入施設においても、公の施設の設置者として、適正な市民サービスの提供を確保し、これを市民に対し説明する責任を有している。そこで、「大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針」を定め、指定管理者による施設の管理状況について、定期的又は随時に確認及び評価を行い、必要に応じて改善に向けた指導及び助言、または指示等を行うことにより、市民サービスの向上及び当該施設の管理運営の適正化を図っている。

①モニタリングにおける3つの評価

「モニタリング」とは、指定管理者によるサービスの履行に関し、関係法令、条例等のほか協定書、仕様書等に基づき、サービスが適正かつ確実に提供されているか、安定的、継続的なサービスの提供が可能であるか等について、指定管理者から提出される各種報告書、利用者アンケート調査、実地調査等により確認・評価を行い、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行う一連の仕組みをいう。

市におけるモニタリングは、指定管理者による《自己評価》、所管課による《内部評価》、利用者による《利用者評価》の3つの評価で構成される。



出典：大津市 指定管理者制度導入施設モニタリング指針（概要）

②モニタリングの必要性及び目的

市（施設所管課）は公の施設の設置者として、指定管理者が選定時に提出した事業計画書に基づき適正な管理運営が実施されているか、市（施設所管課）が示した水準に応じたサービスが提供されているかどうかについて確認・評価を実施し、乖離がある場合には改善に向けた指導を行い、施設の適正な管理運営やサービスの質の改善・向上に努めていく必要がある。

適正な管理運営がなされていない場合、重大な事故の発生や事業の継続が困難となる可能性がある。また、コスト削減を重視するあまり、提供されるサービスの水準が低下することや、施設の管理運営が非効率であるためコストが高くなることにもなりかねない。このような事態を早期に把握し、発生を未然に防ぐため、次に掲げる3つを目的として、モニタリングが実施されている。

- ・業務の履行状況の確認による適正な管理運営の確保
- ・施設の設置目的の達成のための効率的・効果的な管理運営の推進
- ・指定管理者による安定的、継続的な管理運営の確保

③モニタリングの方法・実施時期

モニタリングは、各種報告書の確認、モニタリングチェックシート及び実績評価シートによる評価、利用者アンケート調査、実地調査により実施するものとし、各々のモニタリングの実施主体・内容・実施時期等は以下のとおりである。

モニタリング種別		実施主体及び提出先	実施時期等	
定期	1	事業計画書	指定管理者→施設所管課	毎年度2月
	2	事業報告書（月次）	指定管理者→施設所管課	毎月終了後、速やかに
	3	事業報告書（期別）	指定管理者→施設所管課	各期終了後、速やかに 1期：4～7月 2期：8～11月 3期：12～3月
		モニタリングチェックシート【様式】	指定管理者→施設所管課	
	4	事業報告書（年次）	指定管理者→施設所管課	
		事業評価シート【様式】	指定管理者→施設所管課→行政改革推進課（公表）	
随時	5	随時報告書	指定管理者→施設所管課	緊急時等随時
随時	6	利用者アンケート	指定管理者または施設所管課	随時（年1回以上）

出典：大津市 指定管理者制度導入施設モニタリング指針（概要）

④年間スケジュール

モニタリングに係る年間スケジュール及び事務処理フローは以下のとおりである。

	前年度		当年度												翌年度		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
			第1期				第2期				第3期						
事業計画書	●	○															
事業報告書(月次)				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○
事業報告書(期別) モニタリングチェックシート		●															
実地調査・ヒアリング							●				●						
事業報告書(年次) 実績評価シート		●															●
利用者アンケート																	

出典：大津市 指定管理者制度導入施設モニタリング指針（概要）

3. 委託業務の概要

(1) 委託契約の定義

一般に、委託とは法律行為又は法律行為でない事務その他の事実行為を他の機関もしくは他の者に依頼することをいう。

委託は法令の根拠に基づいてなされる公法上の委託と、法令に基づかず私的契約によってなされる私法上の委託に分類される。

公法上の委託は法の明文根拠に基づく委託であり、具体的には1)公の施設の管理の委託(地方自治法第244条の2第3項)、2)歳入の徴収または収納の委託(地方自治法施行令第158条)等がある。

私法上の委託は民法第632条に基づく請負、民法第643条に基づく委任及び民法第656条に基づく準委任のことをいい、一般に業務委託契約と呼ばれるものである。

(2) 委託契約の種類

地方自治法第234条において、契約の締結は一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結する旨定められている。また、上記の方法のうち、一般競争入札が原則となり、指名競争入札、随意契約又はせり売りについては一定の要件のもと容認される。なお地方自治法施行令に定める一定の要件は以下のとおりである。

①指名競争入札の要件

指名競争入札が認められる要件は以下のとおりである。

- (ア) 工事又は製造の請負、物件の売買その他契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
- (イ) その性質又は目的により競争に加わるものの数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき
- (ウ) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

②随意契約の要件

随意契約が認められる要件は以下のとおりである。

- (ア) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が施行令別表5に掲げる契約の種類に応じて定める額（※1）の範囲内において地方公共団体の規則で定める額（※2）を超えない契約
- (イ) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しない契約（※3）
- (ウ) 障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買入れる契約、障害者支援施設、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- (エ) 地方公共団体の長の認定した者から新商品として生産された物品を当該認定を受けた者から買入れ若しくは借り入れる契約、又は地方公共団体の長の認定した者から新役務の提供を受ける契約
- (オ) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (カ) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- (キ) 時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき
- (ク) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- (ケ) 落札者が契約を締結しないとき

(※1) 施行令別表5

該当号	契約種別	限度額
1号	工事または製造の請負	130万円
2号	財産の買入れ	80万円
3号	物件の借入れ	40万円
4号	財産の売払い	30万円
5号	物件の貸付け	30万円
6号	前各号に掲げる以外のもの	50万円

(※2) 大津市契約規則第18条

該当号	契約種別	限度額
1号	工事または製造の請負	130万円
2号	財産の買入れ	80万円
3号	物件の借入れ	40万円
4号	財産の売払い	30万円
5号	物件の貸付け	30万円
6号	前各号に掲げる以外のもの	50万円

(※3) 「大津市職員の入札・契約マニュアル」より

類型	随意契約できる場合の定義
①	法令等の規定により相手方が特定されるもの
②	国、地方公共団体を相手方とするもの
③	市が相手方を選定できる余地のないもの ○特定の土地・施設等を所有または管理している者と契約する場合 (所有または管理者の指定する業者との委託業務が義務付けられている場合を含む) ○特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替しうる者がいない場合
④	公募等による企画・提案方式により選定された相手方と契約するもの
⑤	市の行為や契約先など契約の内容を秘密にする必要のあるもの
⑥	市統一価格により契約する場合

(3) 大津市における契約形態

市では以下の契約形態に分類し、管理している。

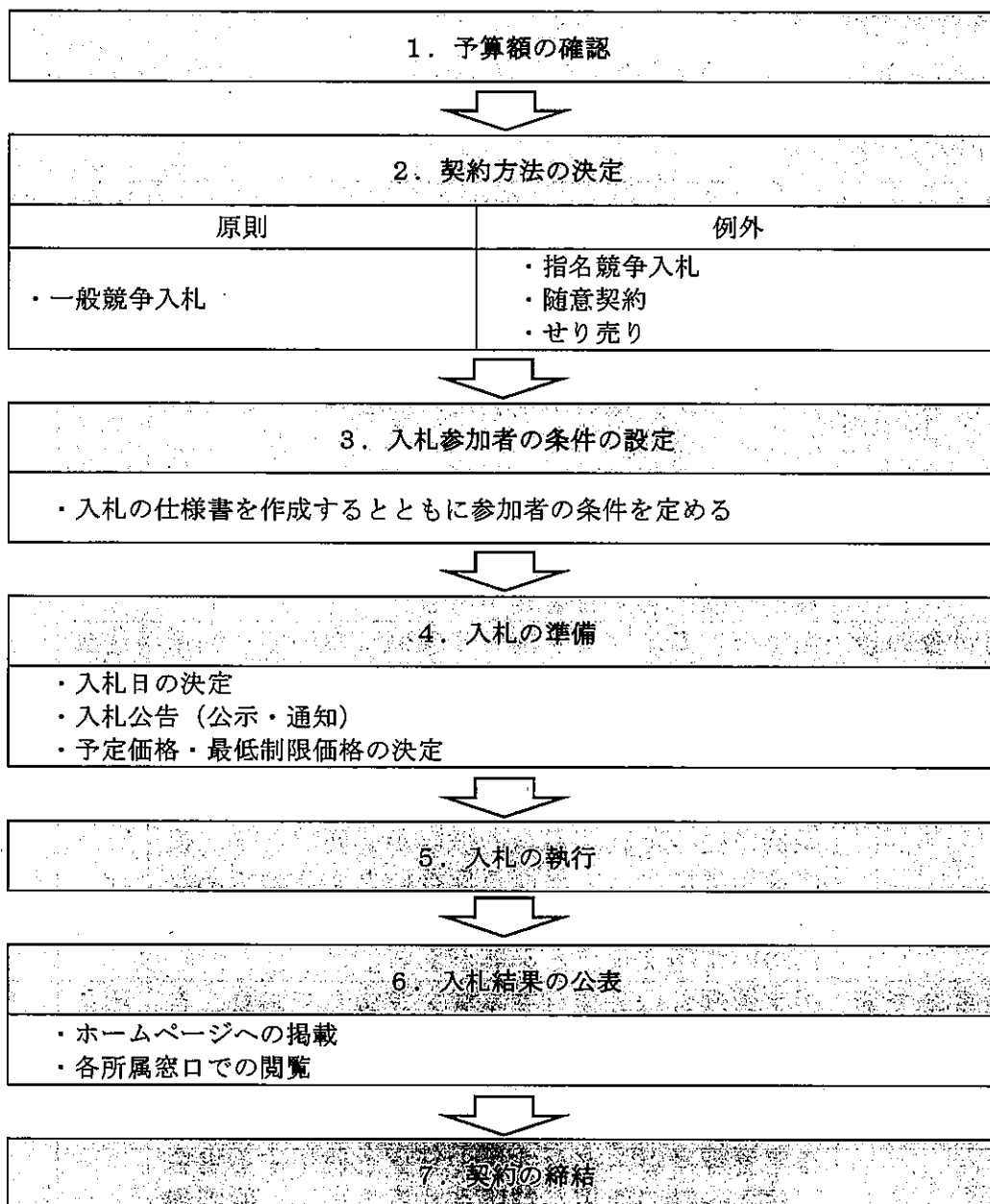
契約方法	内容
一般競争入札	公告によって不特定多数の者を誘引して、入札によって申込させる方法により競争させる入札
指名競争入札	市が指名する業者のみが入札に参加する競争入札
随意契約	
プロポーザル方式	複数の業者から企画提案を受け、その内容を審査して業者を決定する随意契約
2者以上からの見積徴取	2者以上からの見積徴取による随意契約
1者見積	1者からの見積徴取による随意契約
せり売り	契約規則第20条の規定による動産の売払いで、インターネット公売（動産）がせり売り形式となっている。
受注希望型指名競争入札	一般競争入札に近い形式として、あらかじめ入札案内を行い、参加申込を受け付けた上で、参加者を指名する入札方法

(4) 契約形態別の長所と短所

種類	長所	短所
一般競争入札	一般的に受注の機会を均等にし、透明性、競争性、公正性、並びに経済性を最も確保することができる	契約担当者の実務負担が大きく、経費が増えることや、不良・不適格業者の混入する可能性が相対的に高い
指名競争入札	一般競争入札に比して不良・不適格業者を排除することができ、また契約担当者の実務の負担や経費の節減を図ることができる	指名される者が固定化する傾向があり、また談合が容易となる
随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に競争に付する手間を省略することができる、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができるところにある ・契約担当者の実務の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる 	特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約が、不適正な価格によって行われる可能性がある

(5) 入札契約事務の概要

市における入札・契約のフロー図は以下のとおりである。



第3. 監査の結果及び意見（総括）

1. 指定管理業務

(1) 市民部

①スカイプラザ浜大津

項目	概要	区分	本文頁
(ア)他部署の施設利用に係る費用負担について	スカイプラザ浜大津内の青少年セミナーハウスは市教育委員会の生涯学習課が実質的に所管して使用していることから、使用料や光熱水費等、生涯学習課に応分の負担を求めべきと考えられるが、現状施設利用に係る費用負担は行われていない。 スカイプラザ浜大津の所管課である文化・青少年課は生涯学習課と協議の上、施設利用に係る費用負担の方針を定め、応分の負担を指定管理業務の収入とする必要がある。	結果	P55
(イ)利用料金の後払いについて	大津市スカイプラザ浜大津条例において、利用料金は使用前の前払いが求められる。 しかし、社会福祉法人Aの使用については、恒常的に使用後の後払いとなっており、同条例と異なる取扱いがなされている。 条例に従った利用料金の徴収が必要であり、仮に使用者によって異なる取扱いとするのであれば、条例・規則等において、当該異なる取扱いについて明文化する必要がある。	結果	P56
(ウ)自主事業で貸室を利用する場合の利用料金の負担について	指定管理者は各種自主事業を実施しており、自主事業によってはスカイプラザ浜大津のスタジオ等の貸室を使用しているが、当該自主事業の実施時に利用料金を負担していない。 指定管理者がスタジオ等の貸室を使用する場合には、一般の使用が制限されるため、一般の使用ユーザーとの公平性を確保する観点から、指定管理者が自主事業で貸室を使用する場合にも、条例に基づく利用料金を納付すべきである。	意見	P56
(エ)レジ収納の取消（マイナス入力）処理について	指定管理者による利用料金等のレジ収納の状況を確認するため、レジから出力されるジャーナル（平成29年3月分）を閲覧したところ、日次で行うレジの締め処理後、及び営業時間内に、それぞれ入金記録と同額の入金取消（マイナス）入力があった。 レジ収納の取消（マイナス入力）処理の正当性	意見	P56

項目	概要	区分	本文頁
	(レジの誤入力 of 訂正等)を確認するために、日次の締め処理時に処理内容を記録し、責任者の確認を求めるなどの対応をすべきである。		
(オ)自主事業計画書の提出と事前承認について	基本協定書において、自主事業を実施する場合は、市に対して計画書を提出し、事前に承認を得なければならないと規定している。 指定管理者は自主事業として指定管理施設内に自動販売機を2台、有料コピー機を1台設置しているが、自主事業の計画書を提出しておらず、市も設置を認識していながら、計画書の提出を求めている。 市は自主事業の計画書の提出を求め、管理業務の実施を妨げないか検討した上で承認する必要がある。	結果	P57
(カ)貸与備品の管理について	市から貸与されている備品について、実物はあるものの、備品管理シールが貼り付けられていないものがあった。 また、貸与備品の台帳上記載がないが、実際には実物が存在するものもあった。 貸与備品は市の所有物であり、市の備品の管理ルールに従う必要があることから指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。	結果	P57
(キ)指定管理業務外の物品管理について	市からの貸与物品と市が施設に保管している物品とが指定管理施設内に混在しており、保管物品に係る責任の所在が不明確となっている。 指定管理の仕様書などにおいて保管物品の管理を含めるか、または指定管理の対象外であることを明記するか、保管物品の責任関係を明確化する必要がある。	意見	P58

②大津市民会館

項目	概要	区分	本文頁
(ア)自動販売機の設置について	指定管理者は大津市民会館に自動販売機を設置しているが、事業計画書の自主事業の箇所や事業計画書以外の資料に自動販売機の設置についての記載がなかった。 自動販売機の設置は、指定管理業務ではなく自主事業に該当することから、指定管理者は、従前から設置されているものであっても、毎年度事業計画書に記載を行い、市の承認を得た上で行う必要がある。	結果	P59

項目	概要	区分	本文頁
(イ)月次報告及び期別報告について	<p>基本協定書によると、指定管理者は毎月定められた事項を記載した事業報告書（月次事業報告書）及び4か月ごとに定められた事項を記載した事業報告書（期別事業報告書）を市に提出する必要があるが、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」が、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」がそれぞれ記載されていなかった。基本協定書は、指定管理施設の管理を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めたものであり、指定管理者は基本協定書に基づき、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」を、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」をそれぞれ記載し、市に報告する必要がある。</p>	結果	P60
(ウ)駐車場に関する協定書について	<p>大津市民会館は利用者が利用できる60台収容可能な駐車場を京阪電気鉄道株式会社から賃借している。</p> <p>「大津市民会館駐車場に関する防災設備管理業務に関する協定書」（協定書）は平成10年12月24日に締結されており、そこには、市が京阪電気鉄に支払うべき月額が税込み41,097円である旨が規定されているものの、協定書が締結された時点において消費税及び地方消費税率は5%であり、平成28年においては8%となっていることから、同社は税込み42,271円で請求していた。</p> <p>市は、実際の請求額と相違ないように、早急に協定書の金額を変更する必要がある。</p>	結果	P62
(エ)経費按分について	<p>大津市民会館の指定管理者は大津市公民館の指定管理も担っており、建物も大津市公民館と一体となっていることから、共通経費については通常大津市民会館と大津市公民館で60%と40%という比率で振り分けを行っているが、共用部分に係る修繕費は全て大津市公民館に計上されていた。</p> <p>これら共用部分に係る修繕費についても、合理的な比率を用いて大津市民会館及び大津市公民館に按分する必要があると考えられる。</p>	意見	P63

③大津市大谷乗馬場

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 料金徴収に関する条例と実態との乖離について	<p>条例で料金体系が設定されているが、実際に乗馬場を利用する利用者に、この料金体系を適用しておらず、指定管理者である大津市乗馬連盟を施設の利用者とみなして、当該利用料を市へ報告しているという実務が行われていた。</p> <p>指定管理業務として実施する以上、料金についても条例の範囲内で行うべきであり、条例が業務実態や利用者からのニーズに沿わない料金体系になっているのであれば、条例を見直すべきである。</p> <p>市と指定管理者とで協議の上、料金徴収に関する条例と実態との乖離について解消を図る必要がある。</p>	結果	P66
(イ) 消火器の点検及び交換について	<p>大谷乗馬場に設置されている消火器3台のいずれもが10年以上前に購入され、最後に点検がされたのが平成20年であり、老朽化された消火器が放置されている状況であった。</p> <p>指定管理者と市とで協議の上、消火器の交換について早急に検討すべきであり、また、交換後は定期的に点検を受けるようにすべきである。</p>	結果	P67

④大津市市民プール

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 自動販売機の設置について	<p>指定管理者は富士見市民温水プールに自主事業の一部として、自動販売機を4台設置しているが、市の承認手続きが行われていなかった。</p> <p>また、これとは別の団体が自動販売機を1台設置しており、指定管理者の自主事業として、指定管理者と同団体との間で自動販売機設置に関する協定書を締結し、指定管理者は同団体より自動販売機の設置に係る電気代を受け取ることとなっている。しかし、平成28年度以降電気代の請求が行われていなかった。</p> <p>自主事業の報告が正確に行われるよう指導し、自主事業に関する単純な事務手続の漏れが生じにくい管理体制を設けるべきである。</p>	結果	P68

⑤大津市比良げんき村

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

⑥大津市斎場(大津聖苑・志賀聖苑)

項目	概要	区分	本文頁
(ア)非常用発電設備の管理状況について	<p>現地調査を行った大津聖苑に関して、発電装置の蓄電池の触媒栓の有効期限が切れており、取替えが必要であるとの点検結果を外部専門機関より受けているにも関わらず、非常用電源設備の改修は行われておらず、市の担当者も当該事実を把握していなかった。</p> <p>大津聖苑は市の施設であり、安全性には十分に配慮する必要がある。早急に、市と協議の上、非常用電源設備の改修を行うことが必要である。</p>	意見	P75
(イ)絵画、壺の管理について	<p>現地調査を行った大津聖苑に関して、市からの貸与物品一覧や備品管理台帳に記載されていない絵画や壺が発見された。絵画や壺の所有者が不明であるため、責任の所在も不明であり、適切に管理されていない状況であった。</p> <p>今後は、適切な管理が適時に行われるよう留意されたい。</p>	意見	P75

(2) 福祉子ども部

①大津市ふれあいプラザ

項目	概要	区分	本文頁
(ア)自主事業の報告について	<p>自主事業として「リハビリ介護塾 パート1」が開催されているが、事業計画書には、具体的にどのような自主事業を実施するかの記載はなく、事業報告書においても自主事業を実施した旨及びどのような自主事業を実施したかについての記載はない。</p> <p>自主事業として実施しているものについては、事業計画書などに記載することにより、市へ報告した上で市の承認を得る必要がある。</p>	結果	P77
(イ)施設利用者の駐車料金無料化について			
(i)回数駐車券の管理簿の記載について	<p>回数駐車券については「回数駐車券購入・払出状況」という管理簿で出納・残高管理を行っているが、10月19日時点の使用において、使用前の残高82枚に対して払い出し枚数が9枚、使用後の残高が71枚となっており、2枚整合していなかった。</p> <p>駐車場利用券の適切な管理を行うために、管理簿の記載は正確に行う必要がある。また、管理簿の記載が正確になされていることを記載者と</p>	結果	P78

項目	概要	区分	本文頁
(ii) 施設利用者の確認について	<p>は別の者が確認することが必要である。</p> <p>駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すのは会議室利用後であるが、実際の会議室利用者か否かの判断は、施設利用者に対して利用していた会議室を聞くのみで行っている。</p> <p>虚偽申告による配布防止を防ぐためにも、本来は実際の施設利用者であることを参加者名簿等との照合などにより確認した上で駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すべきである</p>	意見	P79
(iii) 駐車場利用券交付の規則への準拠性について	<p>会議室の利用者が追加で 60 分駐車場を無料で利用できることは、「天津市自動車駐車場の管理運営に関する規則」に規定されている。</p> <p>駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すことにより無料となった分の費用について、天津市ふれあいプラザの指定管理者は、駐車場の指定管理者から請求を受けており、天津市ふれあいプラザの指定管理者の費用負担となっている。</p> <p>駐車料金の免除は、あくまで駐車場の指定管理者が主体となって行うものであり、天津市ふれあいプラザの指定管理者が行うものではない。</p> <p>また、駐車場の指定管理者が請求した駐車料金を天津市ふれあいプラザの指定管理者が負担しており、免除手続とはいえない。なお、明日都浜天津公共駐車場を利用する他の施設においても、同様の運用がなされている可能性がある。</p> <p>市は、規則に則って駐車料金の免除手続を行う必要があり、上記他の施設についてもその運用状況を把握し、適切に対応することが必要である。</p>	結果	P79
(ウ) 市及び市の関係団体の施設利用について			
(i) 予約可能時期について	<p>「天津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則」において、貸室の予約は利用日の属する月の 2 か月前の初日からである旨が定められているが、市及び市の関係団体は約 1 年前から貸室の予約を行っている。しかし、仕様書や基本協定書においても市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約できる旨は規定されていない。</p> <p>市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約する必要が認められるのであれば、規程や仕様書に市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約することができる旨を記載することが求められる。</p>	意見	P80

項目	概要	区分	本文頁
(ii) 予約の必要性について	市及び市の関係団体は利用料金が減免されていることから、利用時間を長めに予約する傾向が見受けられるが、その結果、一般利用者が予約できるタイミングには既に市や市の関係団体の予約が入っており、一般利用者の利用機会を損なわせている可能性がある。 市及び市の関係団体がふれあいプラザを予約するにあたっては、その予約により、利用料金の支払いがある一般利用者の予約ができなくなることを考慮して、実際に必要な日時だけ予約するように留意する必要がある。	意見	P81

②大津市立障害者福祉センター

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 備品シールの添付について	「備品台帳一覧表」に記載されている備品のうち、8点現物を確認した結果、備品1点について備品シールが貼付されていなかった。 日々の業務や定期的な現物実査の中で備品シールの貼付漏れに気づいた場合には、市に報告を行い、備品シールを要請の上、現物に貼付すべきである。	結果	P83
(イ) IT 支援室の事業報告について	指定管理者は、IT サロン事業やパソコンボランティア派遣事業などの障害者 IT 利用促進事業を、自主事業計画書に自主事業として記載し、市に報告の上で実施しているが、指定管理業務の施設管理事業と自主事業の障害者 IT 利用促進事業について、会計上それぞれ単位を分けており、市への事業報告は施設管理事業のみの収支をもって行われている。 指定管理施設で行われている指定管理業務や自主事業の収支を適切に把握する観点から、市は指定管理者から自主事業の収支についても報告を受けるべきである。	結果	P84

③母と子の家しらゆり

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 自主事業の届出について	平成28年度の収支計算書に教育実習生の受入れによる収入として、「受入研修費収入」301,100円が計上されている。教育実習生の受入れは仕様書に規定されている業務に含まれていないが、事業計画書で自主事業として記載されておらず、事前の口頭での報告で了承し、書	結果	P86

項目	概要	区分	本文頁
	面による届出は行われていなかった。また、所管課も、指定管理者に対して事業計画書への記載や書面での届け出を求めていなかった。指定管理者が仕様書で規定されている業務以外の自主事業を行うには、事業計画書に記載するか、書面で届出を行い、市の承認を得るという適切な手順を踏む必要がある。また、市も指定管理者が行っている事業が適切であるかモニタリングを徹底すべきである。		
(イ)変更協定書の誤りについて	平成28年4月1日付の変更協定書において、平成25年11月28日付の基本協定書に記載されている別表第2を別表第1とする変更が行われている。 基本協定書に添付されている別表第2には「第16条関係」と記載されているため、変更協定書に添付される別表第1にも「第16条関係」と記載されることになるが、実際に変更協定書に添付された別表第1には、「第15条関係」と誤った記載がされていた。 変更協定書を訂正し、今後は不備の無いように徹底する必要がある。	結果	P86

(3) 健康保険部保健所

①総合保健センター運動実践室・トレーニングルーム

項目	概要	区分	本文頁
(ア)貸与備品の管理について	貸与備品の台帳を基に、任意に5件を抽出し、実物との照合を実施した結果、椅子（スチール製）について、備品管理シールが貼り付けられておらず、現物を特定することができなかった。同じ種類の椅子（スチール製）は6脚あり、指定管理者がたな卸を行う際には、トータル脚数での一致を確認しているのみであり、個別の備品単位での確認は行われていなかった。また、椅子（スチール製）に椅子（木製）の備品シールが貼られており、実物と備品シールが一致していない状況であった。 指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。	意見	P91
(イ)売上日報の確認証跡について	売上日報には、作成者や確認者の押印欄はあるものの使用されておらず、誰が作成し確認したかの証跡は残されていない。	意見	P92

項目	概要	区分	本文頁
	現金不正を防止する観点からは、毎日、証跡を残すべきである。		

(4) 産業観光部

①大津市勤労福祉センター

項目	概要	区分	本文頁
(ア)備品の管理について	4階の会議室1に設置されている掛け時計には、市が現在使用している様式の備品シールは貼付されておらず、市が過去に使用していた様式の備品シールのみが貼付されたままになっていた。また、当該掛け時計は市の貸与備品台帳に掲載されていなかった。 所有者を明確にするためにも市の備品台帳に登録した上で新たな備品シールへの貼り替えを行い、適切に備品管理を行うべきである。	結果	P94
(イ)勤労青少年ホームの利用状況の把握について	大津市勤労福祉センター条例第3条第2項に、「勤労青少年ホームを使用することができる者は、35歳未満の勤労者とする」旨が規定されている。同条第3項には「市長が必要と認めるときは、勤労青少年ホームの用途又は目的を妨げない限度において、35歳未満の勤労者以外のものに使用させることができる」旨も規定されているが、仕様書にも「35歳未満の勤労者のための施設である」と明記されているため、指定管理者は35歳未満の勤労者の利用を促進する努力をする必要がある。 しかし、指定管理者は勤労青少年ホームの利用者を年齢別（35歳未満か否か）では把握していない。 指定管理者は、施設の目的にあった利用を促進する材料として、青少年ホームの利用者が35歳未満の勤労者か否かを把握し、市に報告すべきである。	意見	P94

②大津市まちなか交流館

項目	概要	区分	本文頁
(ア)自主事業の承認について	事業計画書に記載していない事業を平成28年度中に自主事業として開始しているが、市が承認した記録は残されていなかった。 指定管理期間は5年間あり、市の担当者が交代することが想定されるため、自主事業を承認し	意見	P97

項目	概要	区分	本文頁
	た経緯を文書として残し、引き継いでいくことが必要である。そのためには、自主事業を年度の途中で新たに実施した場合の承認フローを明確にするとともに、次年度の事業計画書にも漏れなく記載される体制を構築する必要がある。		
(イ) 備品台帳への登録について			
(i) 備品台帳に未記載の備品について	「備品台帳一覧表」に記載されていないブリキ製のおもちゃ（時計、車など）が発見された。当該ブリキ製のおもちゃについて、価値が認められるのであれば、「備品台帳一覧表」及び「大津市まちなか交流館の管理に関する仮基本協定書」に記載をした上で、台帳に基づき管理をする必要がある。	意見	P97
(ii) 台帳の登録単位について	「備品台帳一覧表」に記載されている備品について展示されているものと未展示のものがあり、展示されているものは3階展示ケースに、未展示のものは3階の倉庫にそれぞれ保管されていた。 当該備品は複数種類のものが一括で備品登録されており、上記の通り展示されているものと未展示のものとの保管場所が異なる場合に、一体として管理することが困難である。また、市の担当者が交代した場合、その把握も困難となる恐れがある。 備品台帳一覧表への記載は管理できる最小の単位で行い、当該最小の単位で現物管理を行う必要がある。	意見	P98

③大津市公人屋敷(旧岡本邸)

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 来館者へのアンケートの保管について	来館者に対するアンケート結果を月次報告資料として市に提出しているが、来館者から入手したアンケートを転記したものを提出しており、原紙は市の承認を得ずに破棄されていた。指定管理者がアンケートの原紙を破棄していたという事実は、仕様書に反した行為であるため、指定管理者は訂正な文書管理を徹底する必要がある。	結果	P100

④旧竹林院

項目	概要	区分	本文頁
(ア)基本協定書の誤りについて	平成26年2月7日付けの「旧竹林院の管理に関する仮基本協定書」第20条には費用の負担等が定められており、同条第2号に「旧竹林院の管理に関するリスク分担については、別表第3のとおりとする。」と規定されている。しかし、費用のリスク分担に関して記載されている別表第3には、「別表第3（第19条関係）」と記載されており、仮基本協定書の記載と別表の記載に不整合が生じていた。当事者間のトラブルを防止するためにも、今後は不備の無いように徹底する必要がある。	結果	P102
(イ)経費の負担について	収支報告書において、委託費として指定管理申請業務費用分担金72,000円が計上されていた。しかし、当該費用は平成28年度の旧竹林院の収支に関係なく、指定管理者が負担すべき費用であることから、収支報告書より除外する必要がある。	結果	P103

⑤大津市温泉保養交流施設比良とびあ

項目	概要	区分	本文頁
(ア)自主事業の事業計画書への記載について	敷地内に計6台の自動販売機を設置しているものの、事業計画書の自主事業計画において、自動販売機を設置する旨の記載がなされていない。自動販売機の設置は、自主事業として事業計画書などに記載することにより、市へ報告した上で市の承認を得る必要がある。	結果	P104
(イ)遊休備品について	「備品台帳一覧表」に記載されている備品について、10点抽出し、現物を確認した結果、3件の備品は使用されていなかった。比良とびあで使用しておらず、かつ、今後も使用する予定がない備品については市と協議の上、市の他の施設での活用や処分を検討すべきである。	意見	P105
(ウ)収支の按分方法について			
(i)社員給料について	社員給料は、施設管理責任者1名分の給料であるが、全額管理業務区分に計上されており、自主事業区分には配分されていない。この点、施設管理責任者が全体の管理者であることを考慮すれば、飲食売上等の自主事業に全く関与していないとは考え難く、合理的な按分	意見	P106

項目	概要	区分	本文頁
	率をもって自主事業の経費にも配分されるべきである。		
(ii)電気代について	電気代 5,257,743 円は、全額管理業務区分に計上されており、自主事業区分には配分されていない。 自主事業に含まれる飲食物販売などにおいては継続して電気を使用しており、自主事業においても電気は必要不可欠であることから、合理的な按分率をもって自主事業の経費にも配分されるべきである。	意見	P106

⑥大津市おごと温泉観光公園

項目	概要	区分	本文頁
(ア)備品の保管場所について	展示パネル全 10 点のうち 1 点及び展示パネル用ポール全 20 点のうち 8 点が、観光公園外のおごと温泉旅館協同組合の事務所に保管されていた。 市の貸与備品であり、指定管理施設の観光公園内で保管する必要がある。	結果	P111
(イ)宣伝広告費の記載誤りについて	会計帳簿を確認したところ、収支決算書上の自主事業の宣伝広告費 604 円は記載誤りであった。 収支決算書上の宣伝広告費 604 円を 0 円に、販売促進費 200,263 円を 200,867 円に修正する必要がある。	結果	P111
(ウ)修繕費の記載誤りについて	指定管理事業の修繕費 12,096 円はレンタルサイクルのチューブ交換費用であり、レンタルサイクル事業は自主事業として行われているため、自主事業へ区分修正する必要がある。	結果	P111
(エ)人件費の区分経理について	所長以外の社員の人件費の事業区分経理が実態に即していないと考えられ、また、所長は観光公園運営の総括的役割を担い、その業務は自主事業と指定管理事業の両方にまたがっているのが実態である。 勤務実態に応じた人件費の按分基準を設けて区分経理する必要がある。	結果	P111
(オ)事業区分経理について	指定管理者の費用に係る自主事業と指定管理事業の割り振りが適正ではないことが伺える。 また、人件費以外のその他の経費についても、自主事業と指定管理事業の割り振りが、実態に即していないと言わざるを得ない。 指定管理者は事業実態に鑑み、経費の事業区分	意見	P112

項目	概要	区分	本文頁
	の割り振りを適正に行う必要があると考える。		
(カ)収支報告の方法について	市が観光公園の指定管理者に求めるものは、指定管理事業である足湯利用者や自主事業である物販やカフェの利用者を増やすことによる、おごと温泉や市全体の観光振興であり、観光公園はそのために建設された施設でもある。 市が求める本来の事業運営を考慮すれば、指定管理事業と自主事業との経費区分を行わず、指定管理料と自主事業収入を合わせて、全体の経費を賄う収支報告であっても良いと考える。	意見	P112
(キ)来訪者の増加に繋がる改善について	観光公園への進入経路が分かり難い点は、来訪者数増加の妨げになっていると考える。 観光公園の来訪者増加には進入路の改善が必要不可欠であり、道の駅のように、車利用者が認識しやすく、進入しやすいという点に着目した改善方法を検討されることを期待する。	意見	P113

⑦堅田漁港

項目	概要	区分	本文頁
(ア)平成28年度事業計画及び実績評価シートについて	組合から市に提出されている「事業計画書」には、具体的な活動内容が記載されているが、実施されていないものがあるにも関わらず、「指定管理導入施設実績評価シート」の各評価項目において、自己評価も所管課評価も全てB評価であった。 また、毎月組合から市へ提出されている「堅田漁港指定管理報告書」に添付されている「漁港施設管理日誌」の内容が、実施日と実施者以外は48回全て同じ内容である。 更に、毎月「堅田漁港指定管理報告書」に添付されている「漁港施設管理日誌」を見て、何の指摘も無く、「指定管理導入施設実績評価シート」にB評価を付けている市の管理実態にも問題がある。	結果	P115
(イ)備品台帳の不備について	漁港内の指定管理に関する備品台帳が存在しておらず、現時点において、事務所にある備品が、組合の所有物なのか、市の所有物なのかの判別は困難である。 過去に遡り備品台帳の整備が必要である。	結果	P116
(ウ)固定資産の把握について	漁港台帳と称されるもので漁港内の固定資産を管理している。 しかし、実際に存在し、市の所有物である植	意見	P116

項目	概要	区分	本文頁
	木、自動ゲート、水銀灯、標識灯及び看板は漁港台帳には記載されていない。原因は、漁港台帳が平成9年8月29日以降更新されていないことにある。 固定資産の管理や修理を行う上でも、固定資産の把握は需要であり、漁港台帳を更新し最新版を作成する等、漁港内の固定資産を網羅的かつ正確に把握するための方法を市と組合で協議すべきである。		
(エ) 支出項目について	通信費内の電話代は固定電話代であり、その電話代の全てが、指定管理業務の経費として計上されている。この固定電話は組合業務と指定管理業務とに共用されており、使用料の全てを指定管理業務の経費とするのは問題である。 組合業務と指定管理業務の共通経費について、使用状況を把握し、合理的な按分基準を設けて区分経理すべきである。	意見	P117

(5) 未来まちづくり部

① 駐車場7か所

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 経費の負担について	指定管理者は共通に発生する費用について、明確に分けることができないとの理由から、事業報告書の収支状況報告書上で現場管理費として一定額を計上している。 しかし、共通費を按分することなしに一定額を計上しては、指定管理業務の共通費の多寡が判断できず、以後の指定管理料の算定に影響を及ぼしかねない。 市は、翌期の指定管理期間の協定書、ないし仕様書において共通費を合理的な基準により按分することを考慮されたい。	意見	P121
(イ) 貸与備品の管理について	市より貸与されている備品について、実物はあるものの備品管理シールが貼り付けられておらず、また備品シールそのものも保管されていないものがあつた。 貸与備品は市の所有物であることから、市の備品の管理ルールを適用する必要がある。	結果	P121
(ウ) 廃棄予定の回数券類の管理について	駐車場にて回数券が使用された場合、回収時にその回数券の再利用の可否を判断し、再利用が可能なものについては受払簿にて再度受け入れ	意見	P122

項目	概要	区分	本文頁
	<p>処理がなされるが、再利用不可能とされる回数券については、実際に機械に投入することで使用自体は可能であるにもかかわらず、保管されているキャビネットに施錠はされていなかった。</p> <p>再利用が不可能と判断した回数券については、その都度使用できないような処理を行うか、実際に廃棄するまで正規品と同程度の管理を行い、適時に廃棄処理を行う必要がある。</p>		
(エ) 定期券の更新時の取り扱いについて	<p>定期契約のうち定期券の更新については、その業務処理において、顧客が既に所持している定期券に係員が更新処理を行うものの、システムの仕様上更新時にログが残らず、あくまで定期の申込書が残るのみで、仮に更新処理を書類上無かったことにして不正に更新料を収受したとしても、本社では不正に気付くことができない可能性がある。</p> <p>定期券の更新業務において、指定管理者は本社社員の関与度を高めるとともに、不正の防止・発見策として効果的、また効率的な業務フローを構築することが必要である。</p>	結果	P123

②都市公園 (213 公園)

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 事業報告書における自主事業の報告誤りについて	<p>事業報告書における自主事業の報告について誤りがあった。</p> <p>事業計画書や事業報告書は指定管理に関する重要な書類であり、指定管理者として適切な記載を行う必要がある。また、事業報告書を市へ提出した後に、団体としての決算報告書を作成することになるが、決算報告書を作成する際に、結果的に事業報告書が誤っていたことに気付いた場合には、市に速やかに報告されたい。</p>	結果	P126
(イ) 事業報告書における写真の使い回しについて	<p>5月及び6月の月次事業報告書において、自主事業の報告に添付された写真が同じであり、使い回しがなされていた。</p> <p>事業報告書は指定管理に関する重要な書類であり、指定管理者として適切な記載を行う必要がある。</p>	意見	P127
(ウ) 事業報告書における収支報告の記載について	<p>事業報告書における自主事業の収支報告において、雑費として1億円以上が支出科目に計上されているが、備考欄には「その他の経費」と記</p>	意見	P127

項目	概要	区分	本文頁
	<p>載されているのみであり、全く内容がわからない記載となっている。</p> <p>指定管理者から市へ適切な報告を行うべきであり、事業報告書における自主事業の収支報告において、指定管理者は支出の内容がわかるように記載する必要がある。</p> <p>その上で、市は内容の適切性について確認を行い、必要に応じて証憑を確認する等の対応を行うべきである。</p>		
(エ)遊具の修繕計画について	<p>遊具の修繕計画の作成については、指定管理業務の仕様書上は、設備の維持管理業務と記載されているのみであり、指定管理業務に含まれているかは明確となっていない。</p> <p>市と指定管理者とで協議し、遊具の修繕計画の作成についての役割と責任分担を明確にした上で、修繕計画に基づく計画的な修繕を行い、安全性を確保するべきである。</p>	意見	P128
(オ)指定管理業務範囲の見直しについて	<p>公園の維持管理業務と、スポーツ施設の維持管理業務という、性質の異なる業務が混在しているが、一括した業務として公募が行われている。</p> <p>都市公園法に抵触しない範囲とはなるが、このような性質の異なる業務の両方に強みを持つ業者を公募して選定するよりも、業務を分割して公募することにより、各業務により強みを持った業者の公募が可能となり、より民間のノウハウを活用することができる余地があると考えられる。</p> <p>現在の指定管理業務の期間が平成31年3月31日までとなっており、次期の指定管理者の選定に向けて、他の自治体の例を参考にされるなど必要な情報収集を行うことが望まれる。民間のノウハウを最大限活用し、施設のポテンシャルをこれまで以上に活かせるように、指定管理の業務範囲について見直すことが必要である。</p>	意見	P129

③柳が崎湖畔公園

項目	概要	区分	本文頁
(ア)貸与備品の管理について	<p>市から貸与されている備品について、実物はあるものの備品管理シールが貼り付けられていないものがあった。</p> <p>また、貸与備品の台帳上記載は無いが、実際には実物が存在するものもあった。</p>	結果	P131

項目	概要	区分	本文頁
	貸与備品は市の所有物であり、市の備品の管理ルールに従う必要があることから指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。		
(イ) 備品の引継ぎについて	直近の貸与備品のたな卸結果を確認したところ、実物との照合結果欄に実物がない旨の記載が散見された。指定管理者に確認したところ、前指定管理者から貸与備品を引き継いだ際には既に実物は存在せず、指定管理期間が始まった当初より実物と貸与備品の台帳が乖離していたとのことであり、前指定管理者との貸与備品の引継ぎが適切にされていなかったと考えられる。 市は指定管理者の変更の際に、貸与備品の返却を完了させてから引継ぎを完了としなければ、貸与した備品がない場合の責任関係の所在が不明確となってしまうため、引継ぎの際の市による関与が必須である。	意見	P132
(ウ) 絵画の管理について	びわ湖大津館の現地視察を行ったところ、市からの貸与物品一覧や備品管理台帳に記載されていない絵画（34点、後日調査で個人と前指定管理者が寄託契約を締結していることが判明）が館内に展示されていた。指定管理業務に含まれているものではなく、責任の所在が不明確であり、適切に管理されていない状況であった。関係者との協議を行い、寄託契約の解除を図るなど、問題点について速やかに解消を図るべきである。	結果	P134

④ ヴェルツブルクハウス

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 自主事業収入の納付遅延について	年度協定書において、指定管理者はその他収益事業等で得た総収入について、毎月末締めで報告書を作成し、市へ提出する、市は報告書に基づき、速やかに総収入の5%に相当する額を指定管理者へ請求し、指定管理者は請求書を受領した日から30日以内に使用料を納めると規定されている。 平成28年度の使用料の調定日、納期限、収入日を確認したところ、平成29年3月分を除き、調定日から30日を超えての納期限が設定されており、すべての月において調定日から30日を超えて納付がされていた。	結果	P136

項目	概要	区分	本文頁
	市は協定書に従った納期限の設定を行うとともに、指定管理者に対して納期限内の納付を促すことが必要である。		
(イ)利用者アンケートの実施について	<p>指定管理者は、毎年度終了後、アンケート調査実施結果に関する事項を記載した年次報告書を市に提出しなければならない。</p> <p>しかし、年次報告書では「レストランの品位を考慮しアンケートの設置は休止」、「電話やメール等で様々なご意見、苦情、ご要望」を受けていると記載されており、基本協定書が規定するアンケート調査は実施されていない状況である。</p> <p>アンケート調査に係る基本協定書の要求事項が営業実態に照らし不相当であるのであれば、基本協定書の見直しを行うべきである。</p> <p>なお、国際交流・文化発信事業についてはアンケート調査を実施しているため、市はアンケート調査の実施結果等を年次報告書で報告させるべきである。</p>	意見	P136

⑤大津湖岸なぎさ公園におの浜ふれあいスポーツセンター

項目	概要	区分	本文頁
(ア)備品、固定資産の管理について	<p>指定管理者は、貸与備品一覧に基づき定期的なたな卸実査を実施しているが、所管課である公園緑地課では当該結果を受けとっていない。</p> <p>たな卸報告の受領、検証は重要な手続であると考えられることから、所管課では指定管理者からのたな卸の報告の受領、検証方法について明確にし、毎年確実に運用していくことが求められる。</p>	結果	P137
(イ)事業報告書における事業収支報告について	<p>事業報告書における事業収支報告は、予算との比較形式となっておらず、実績が予算に対して妥当なものであるか、一目で判断できない様式となっている。</p> <p>本来事業収支報告の重要な機能として、収支の妥当性チェック機能があることから、指定管理者からの報告様式を改めるよう指導するとともに、所管課における実績報告のチェック方法について、著増減に着目した手続等、効率性と有効性を両立する検証手続を確立すべきである。</p>	結果	P138
(ウ)実施報告内容について	平成 28 年度の事業計画書において、平成 28 年度の新たな企画として記載されていた障がい	結果	P138

項目	概要	区分	本文頁
	者向けイベントに関して実際に行われていたものの、事業報告書上は実施済みであることが明確に記載されていない事業が見受けられた。計画された企画が適切に実施できたかどうかを検証し、次年度の運営改善につなげることが重要であるため、PDCA サイクルの基礎となる実績報告は、計画書との対比で明確に報告するよう指導する必要がある。		

⑥大津市スポーツ村・リバーヒル大石

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

⑦大津市自転車駐車場（18 か所）

項目	概要	区分	本文頁
(ア)消火器の設置状況について	石山駅前自転車駐車場、石山駅前第二自転車駐車場に現地往査を行い、消火器の設置状況について確認したところ、10年以上前に製造され、既に有効期限が切れている消火器が散見された。 また、その他の駐車場における消火器の設置状況について書類等により確認したところ、消火器が10本ある自転車駐車場がある一方で、1本も設置されていない自転車駐車場もあった。各自転車駐車場の規模や収容台数等に応じたあべき防災体制を検討し、指定管理者と市との協議の上、消火器の設置状況について早急に見直すべきである。	結果	P141
(イ)現金管理について	唐崎駅前自転車駐車場、比叡山坂本駅前自転車駐車場、比叡山坂本駅前第二自転車駐車場、坂本駅前自転車駐車場の4か所は近くに夜間金庫がないため、その日の売上高を担当者が自宅に持ち帰り、次の出勤日に持参し、銀行に入金していた。また、各駐輪場では、業務日誌の締作業後に発生した売上金額を自宅に持ち帰り、次の出勤日に持参するということが容認されていた。また、所管課でも当該事情を把握しており、公金の自宅への持ち帰りを黙認していた。上記運用では公金を自宅に持ち帰ってしまっており、公金の管理として適切ではないため、各事務所に金庫を設置し外部に持ち出さないように徹底するなど、適切な管理を行う必要がある。	意見	P142

項目	概要	区分	本文頁
	る。また、問題の発生を未然に防ぐために、所管課はモニタリングを適切に行うべきである。		
(ウ)防犯カメラについて	<p>大津駅前自転車駐車場に設置されている防犯カメラが故障していた。市の担当者も平成28年11月頃に故障していることを確認していたが、防犯カメラは基本協定書で規定される指定管理者へ無償貸与する備品には含まれておらず、市が直接管理する備品となっており、市の予算が確保できなかったため修理されないままとなっていた。</p> <p>業務に支障をきたす状況は即座に解消する必要があるため、防犯カメラの故障を把握した場合には、基本協定書に記載されているとおり、市と指定管理者が協力し、適宜連絡を取り、早急に修理を行う必要がある。</p> <p>また、業務として防犯カメラを実際に現場で利用するのは指定管理者であるため、指定管理者が管理を行い、故障した場合には迅速に対応することができるように、指定管理者に無償貸与して指定管理者の管理対象備品とする等、仕様書の記載を実態に合ったものに修正することも検討するべきである。</p>	意見	P143

(6) 教育委員会

①大津市立大津公民館

項目	概要	区分	本文頁
(ア)月次報告及び期別報告について	<p>基本協定書によると、指定管理者は毎月定められた事項を記載した事業報告書（月次事業報告書）及び4か月ごとに定められた事項を記載した事業報告書（期別事業報告書）を市に提出する必要があるが、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」が、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」がそれぞれ記載されていなかった。</p> <p>基本協定書は、指定管理施設の管理を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めたものであり、指定管理者は基本協定書に基づき、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」を、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」をそれぞれ記載し、市に報告する必要がある。</p>	結果	P145

項目	概要	区分	本文頁
(イ)経費按分について	「(1)市民部 ②大津市民会館 【結果及び意見】 (エ)経費按分について(意見)」と同じ内容である。	意見	P147

2. 委託業務

(1) 政策調整部

①湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア)委託金額の積算根拠について	委託料の上限を受領したふるさと納税額の15%以内とする積算根拠が文書で残されていない。 次のプロポーザルを実施する際に設定する委託料の予定価格の参考となることから、設定した委託料の積算根拠を文書として残しておくべきである。	意見	P149
(イ)個人情報取扱特記事項の綴じ漏れについて	委託契約書の別記「個人情報取扱特記事項」が委託契約締結の決裁時に回覧している文書になく、また、契約書原本にも綴じ込まれていなかった。 委託契約締結に係る決裁書には複数人の承認印が押印されていることから、委託契約締結の承認が形式的になっている可能性がある。承認者は委託契約書に記載されている事項に不備がないかを確認の上、承認を行う必要がある。 また、個人情報の取扱いにあたり、市が要請すべき個人情報に関する取扱い事項が遵守されないおそれがある。委託契約の締結に当たっては個人情報の保護に関する規定が漏れることのないよう十分に注意する必要がある。	結果	P149
(ウ)委託業者からの報告内容及び市の検査について	委託業者からは寄附金額及びその寄附金額を基礎として算定された請求額が記載された報告が電子メールで送られてくるだけで、市も寄附金額及び請求額が合っていることを確認しているのみであり、委託契約書に記載されているような委託業者からの完了報告や市の検査行為は行われていない。 契約書に基づき、市は委託業者に完了報告を求め、市の検査行為を行う必要がある。	結果	P150

②共通事務処理システムサポート業務委託

項目	概要	区分	本文頁
(ア)誓約書の提出漏れについて	<p>委託業務について、受託者が第三者に委託した場合には、誓約書を提出させなければならないと規定されている。</p> <p>受託者から数社に再委託されており、再委託に関する通知文書は書面で残されていたが、誓約書の提出状況について確認したところ、誓約書が提出されていないことが判明した。</p> <p>当該委託業務について速やかに誓約書を提出させることは勿論のこと、今後、こういった事象を繰り返さないようなチェック体制の構築についても検討すべきである。</p>	結果	P152
(イ)再委託先の情報セキュリティ対策の確認不足について	<p>再委託先における情報セキュリティ対策が十分に取られており、外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であることを確認していなかった。</p> <p>大津市情報セキュリティポリシー上は、必要に応じて実施すべき事項という位置付けである。しかしながら、当該委託業務は情報システム課における市の主要なシステムの委託業務であり、外部委託事業者に起因する情報漏えい等のセキュリティ事故を防止する大津市情報セキュリティポリシーの趣旨に鑑みると、厳格に適用し、再委託先における情報セキュリティ対策の十分性や、外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であるかを確認すべきである。</p>	意見	P153
(ウ)長期契約継続の適用の検討について	<p>情報システム課では、情報システムの保守・運用業務委託については、契約規則において、長期継続契約を締結することができる契約における、いずれの業務にも該当しないと判断している。そのため、当該委託業務だけではなく、他の情報システムの保守・運用業務委託についても、長期継続契約とせず、単年度契約としていた。</p> <p>一般的に、情報システムの保守・運用業務委託は長期にわたるものであり、長期継続契約として締結することにより、コスト削減効果や安定的なサービスの提供が可能となるものである。契約規則に基づき、情報システムの保守・運用業務委託について長期継続契約として締結することができるかどうかについて再確認されたい。</p>	意見	P153
(エ)見積書におけ	施設予約運用支援業務の工数については見積書	意見	P154

項目	概要	区分	本文頁
る工数の確認について	上、1人月とされているが検証が不十分である。 実績としてどれだけの工数が発生しているかを月例報告資料などから集計した上で、検証を行うべきである。仮に、実績がほとんど発生していないような場合には、対応件数に応じて支払うなどの契約形態に変更することも検討すべきである。		

③ASP型CMSサービスサポート業務委託

項目	概要	区分	本文頁
(ア)ライフサイクルコストを意識した調達について	平成26年にホームページをリニューアルした際に、リニューアル後のサポート業務を含めたライフサイクルコストを意識した調達が行われていなかった。 今後、システム導入した業者に、その後のサポート業務を委託せざるを得ないことがあらかじめ想定されるものについては、ライフサイクルコストを意識した調達が実施できるように、必要な手順を整備した上で運用するべきである。	意見	P156
(イ)契約書に沿った報告について	当該委託業務には5つの業務が含まれているが、各業務に対する個別の実績内容が把握できる形式で報告書が作成されていなかった。そのため、業務ごとの対応件数や課題は不明であり、分析しようがない形式となっている。 それぞれの業務ごとの対応件数や課題等を明記するなど、業務ごとの成果を分析できるようにし、契約内容について適時に見直せる体制を構築すべきである。	意見	P156

(2) 総務部

①平成28年度定期健康診断業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア)随意契約について	当該業務に対して委託金額が多額であるにも関わらず、入札か随意契約かの検討がなされていない。 市契約規則では、随意契約の場合にはなるべく2人以上の者に見積書を提出させることになっているが、市は共済組合以外からの見積書は取っておらず、委託契約金額の単価も共済組合から提示された金額どおりであり、見積単価の妥	意見	P158

項目	概要	区分	本文頁
	<p>当性を検証していない点は疑問に感じる。 例えば大津市民病院など健康診断を行える機関は市内にもあり、他の事業者への委託や、実際に診断業務を行っているKKCへの直接委託も検討すべきであり、他の事業者の健康診断単価表や見積書を取り寄せ、定期的に単価の妥当性も検証すべきである。</p> <p>また、当該委託業務は特命随意契約となっており、その選定根拠が地方自治法施行令第167条の2第1項各号における随意契約とする理由に該当するか否かの検討をされているものの、結果的に長期の継続契約となっていることから、経費削減への取組について一考願いたい。</p>		

②平成28年度行政付加健康診断業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 随意契約について	<p>市契約規則では、随意契約の場合にはなるべく2人以上の者に見積書を提出させることになっているが、市はKKC以外からの見積書は取っておらず、委託契約金額の単価もKKCから提示された金額どおりであり、見積単価の妥当性を検証していない点は疑問に感じる。</p> <p>当該業務の内容は特殊な技術を要するとは言えず、例えば大津市民病院など健康診断を行える機関は市内にもあり、他の事業者も検討すべきである。</p> <p>また、当該委託業務は特命随意契約となっており、その選定根拠が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号における随意契約とする理由に該当するか否かの検討がされているものの、結果的に長期の継続契約となっていることから、経費削減への取り組みについて一考願いたい。</p>	意見	P160

③固定資産（土地）評価支援業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

(3) 市民部

①大津市市民センター機能等の在り方検討支援業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア)委託契約の方法について	<p>平成 28 年度の委託業務は平成 27 年度の委託業務内容を踏まえたものであることから、平成 27 年度には応募業者が 4 社であったのが、平成 28 年度には平成 27 年度に選定された委託業者 1 社となっている。</p> <p>また、平成 28 年度の公募型プロポーザルにあたっては、平成 27 年度の委託契約先から見積書を手した上で、その見積金額 5,425,920 円を予定価格とし、同社と 5,400,000 円により契約を行っている。</p> <p>平成 28、29 年度は他の業者からすると参入障壁が高く、結果として平成 27 年度のプロポーザルの結果により、その後 3 年間の委託業者が決まる結果となっており、長期継続契約による方が平成 28、29 年度の競争性を保つことができたと考えられる。</p>	意見	P166

②大津市コールセンター運營業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア)多言語通訳サービスの再委託			
(i)委託業者と再委託業者の契約の把握について	<p>市は委託業者と再委託業者との契約形態や契約金額を把握していない。</p> <p>市は、委託業者が委託業務の一部若しくは全部の実施を第三者に委託する場合には、委託業者と再委託業者の契約内容を把握した上で承諾する必要がある。</p>	意見	P168
(ii)多言語通訳サービスの見直しについて	<p>市が委託業者に支払っている委託料のうち、多言語通訳サービスの再委託金額として支払っている金額は年間 1,433,556 円であるが、多言語通訳サービスの利用回数が少ないため、結果的に多言語通訳サービス利用回数 1 件当たりの単価は、いずれの年度も 10 万円を超えるような高額なものとなっている。</p> <p>市は利用回数等を踏まえた上で、多言語通訳サービスの必要性を検討し、必要と認められる場合にも、その利用回数等を踏まえた上で委託料を見直す必要がある。</p>	意見	P168
(イ)「支出負担行	平成 28 年 4 月 1 日に起案された当該委託契約	結果	P170

項目	概要	区分	本文頁
為兼伺書」の決裁日記載漏れについて	に係る「支出負担行為兼伺書」に決裁日の記載がなかった。 「支出負担行為兼伺書」の決裁日は支出行為を行うことを市として意思決定した日付を明示するものであり、かつ、決裁手続が適正に行われたか否かを確認するために必要かつ重要な情報である。 今後は、決裁者による決裁がなされたタイミングで適時に漏れなく決裁日を記載する必要がある。		

(4) 福祉子ども部

①平成 28 年度生活困窮者自立支援に伴う業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 随意契約先の検討について	市は随意契約理由として、現在の委託先である大津市社会福祉協議会が事業目的を全うできる唯一の法人であるとし、その根拠条文として地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号を挙げているが、事業目的を全うできる事業体は他にないのか、などの随意契約を締結する上での検討が不十分であると考えられる。 唯一の事業者であると判断するのであれば、たとえば公募型のプロポーザル方式にて広く参加者を募ることでより事業目的に適した事業体を探するなど、様々な角度から検討した上で唯一と判断すべきである。	意見	P172
(イ) 再委託に関する承諾について	事業の一部を再委託するにあたり、市は事前に承諾はしているが、口頭で行われるのみで文書としては残されていない。 原則として再委託を認めないことになっており、例外的に市が承諾した場合に限って認められている。事実、市も再委託を認める場合には口頭ではなく文書を取り交わすこととしているため、口頭による再委託の承諾は認められない。	結果	P173
(ウ) 再委託先への個人情報保護について	委託先が再委託を行う場合であっても、個人情報の取扱いに対しては市が委託先と取り交わしているものと同程度の水準が求められる。 しかし、当該委託業務では、委託先と再委託先との契約において、「個人情報取扱特記事項」は取り交わされてはいなかった。	結果	P173

項目	概要	区分	本文頁
	市は再委託を承諾するにあたり、再委託先に対しても個人情報の保護が徹底されているかどうかを確認すべきである。		

②平成 28 年度年度大津市立志賀南幼稚園通園バス運行管理業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア)公告期間について	当該委託業務に係る入札に際し、入札公告等を開始してから入札資格申請提出期限までの期間が10日間と、市の契約規則の第3条に規定されている最低限の期間しか設定しておらず、それまで随意契約としていたものを一般競争入札に切り替えるという転換点としては公告の期間が不十分であり、また2度目の入札も3年ぶりの入札になるにも関わらず、同様に公告期間が10日間と短かった。実際、当該一般競争入札の応札者数は1者のみであった。 契約規則に定められている期間はあくまで最低限の期間であり、かくあるべしというものではない。そのため、受注機会を均等にし、競争性を高めることで経済性を最も確保するという一般競争入札の長所を最大限発揮するためにも、状況に応じて公告期間を適切な期間に延ばすなど、応札者数が増加する努力をすべきである。	意見	P176

③平成 28 年度大津市心身障害者訪問入浴サービス等

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

④送迎バス運行管理業務（やまびこ総合支援センター）

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

(5) 健康保険部

①介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部の業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

(6) 産業観光部

①百人一首かるたコンテンツを活用した観光誘客推進業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア)委託業務の実績確認について	委託仕様書では事業効果検証を行うことを要求しているが、事業報告書上は実績が記載されているのみであり、目標値に対して実績がどうであったかの事業効果検証に関する具体的な記載は見当たらなかった。 事業効果検証などの結果が記載された実施報告書を受託者から受領した上で、市は委託業務の実施内容を確認するべきである。	意見	P182

(7) 環境部

①一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア)見積りの妥当性の確認について	同業務の積算は、所管課において、じん芥収集業務に関する一般ごみ運搬車1台当たりの原価を人件費、福利厚生費、車両関係費、その他の項目別に詳細に計算している。 PDCAサイクルの観点からは、当該契約時の項目との比較で実績を判断することが重要であると考えられる。しかし、委託業務完了報告書では、契約時の詳細な検討項目に対する実績が報告されていない。これでは、金額面での妥当性や、次年度の契約単価の考察、または業務効率化等を検討するPDCAサイクルが有効に機能しないこととなる。 したがって、実績報告内容を見積金額に対する実績金額の報告する形式等の検証できる内容に改めることで、金額の妥当性等を判断する手続を追加し、PDCAサイクルを適切に機能させる必要がある。	結果	P185

②一般廃棄物（刈り草・剪定枝等）処理業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

③志賀地域し尿収集運搬業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

④南部及び北部衛生プラント運転管理業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

(8) 未来まちづくり部

①堅田駅西口広場デザイン業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

②伊香立公園管理運営業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 随意契約理由の明確化について	<p>市は随意契約理由の一つとして、「伊香立公園の開設以来、今日まで同公園の維持管理は伊香立公園管理委員会が主に行っている。その管理実績は良好であり、また、ノウハウの蓄積もある。」ことを挙げているが、「性質又は目的が競争入札に適しない」とまで言うことはできず、随意契約理由としては不十分である。</p> <p>上記随意契約理由とは別に、「伊香立に建設した一般廃棄物処理施設の操業延長に関する覚書に伊香立公園の施設の管理事業における地元住民の雇用への配慮という項目があるが、こうした事項についても寄与することができる」ことを挙げている。</p> <p>しかし、所管課である公園緑地課は、本来市内都市公園の維持管理の有効性や効率性、施設利用者の便宜などを考慮して、受託者を選定すべき立場であり、地元住民の雇用への配慮の必要があるとしても、明確な随意契約理由を示した上で事業を実施すべきである。</p>	意見	P191
(イ) 業務仕様書に従った報告書の提出について	<p>便所清掃業務の日常清掃は、毎週月曜日に実施することが規定されている。</p> <p>また、毎月提出する報告書には当該月に係る実施回数全てについて、1箇所1回につき、それぞれ実施前、実施中、実施後の3枚の写真を添付することが規定されている。</p> <p>しかし、平成28年度の毎月の便所清掃業務について、月初めの日常清掃に係る作業写真は受託者より提出されているものの、2回目以降の写真は提出されておらず、市も受託者に対して提出を求めていなかった。</p>	結果	P191

項目	概要	区分	本文頁
	受託者に対し、仕様書に従った作業写真の提出を求めることが必要である。		

③平成 28 年度明日都浜大津周辺清掃業務委託

項目	概要	区分	本文頁
(ア)契約方法について	平成 9 年度から平成 28 年度までの 19 年という長年の間、同一の業者と随意契約の方法により契約されており、その間、他社から見積書の徴取も行われていない。 業務内容は通常の施設清掃業務であり、他の清掃業者によっても実施可能であると考えられる。 競争原理の観点から、競争入札を実施することが必要である。	意見	P194
(イ)長期継続契約の検討について	委託契約は、毎年単年度契約となっている。毎年度随意契約をする場合、契約手続に時間と手間がかかり、それなりの人件費がかかる。また、単年度契約よりも長期継続契約の方が、全体的に契約金額が低くなる可能性もある。 長期継続契約を実施することについて今まで協議や議論はしていないとのことなので、長期継続契約の要否について、一度議論されたい。	意見	P194

(9) 議会局

①平成 28 年度会議録データ加工業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

(10) 消防局

①救急救命士への大津赤十字病院所属医師の指示に伴う委託料

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

(11) 教育委員会

①学校用務員業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

②大津市学校給食業務<<北部調理場>>

項目	概要	区分	本文頁
(ア)委託契約金額の算定について	<p>「公募型プロポーザル実施要領」において、委託料上限額を定めており、参加する事業者は委託料上限額を限度として、見積書を提出することになっている。</p> <p>市では、委託料上限額の算定時点と契約時点（平成28年4月1日）が異なることから、委託契約の締結に際して、あらためて業務費用の積算を行い、調整計算を行った上で契約額を算定している。</p> <p>■ 契約額と見積額の差 904,369円 （見積額からの減額）</p> <p>しかし、平成28年度の契約額について上記調整計算を行うことは実施要領等において明記されていない。</p> <p>受託者に不測の損害を被らせることがないように、実施要領等に明記し、周知を図るべきである。</p>	意見	P201
(イ)契約更新について	<p>「公募型プロポーザル実施要領」において、業務期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間とすること、委託契約については、毎年度ごとの契約とすることが記載されている。</p> <p>一方で、委託契約書には、契約期間中の解除の定めがあるものの、契約の更新に関する定めがなく、仮に契約の更新を避けるべき事情が発生した場合の契約上の手当がされていない。</p> <p>北部共同調理場に限らず、学校給食業務委託は3年から5年の業務期間により行われているため、委託契約書には契約更新に係る必要な定めを設けるべきである。</p>	意見	P201